

【白河市】事業継承支援事業補助金

本市農業の持続的な発展を図るため、地域農業の担い手の確保・育成に向け、事業継承により新たに農業に取り組む方を支援します。

支援内容

○下記の補助対象経費の額とし、**上限50万円**。

※補助金の交付回数は、補助対象者1人につき、1回とする。

補助対象経費
就農に必要な免許、資格の取得
農業大学校、学術・研究機関、農業協同組合等が開催する農業経営に関する研修の受講
先進地視察（交通費、宿泊費及び視察に係る負担金を対象とし、飲食代等は含まない。）
事業継承に関する法的な手続き（ただし、税の支払いや補助金の返還等、国、県及び市に支払う経費は含まない）。

対象者

※以下のすべてに該当する者

- 市内の認定農業者から事業を継承する者
- 65歳未満の者
- 経営開始に係る他の補助金を受給していない者
- 農業経営改善計画または青年等就農計画の認定を受ける意思のある者
- 市税の滞納がない者

事業に参加するには

- 事業にかかる見積書（根拠資料）を用意する
- 指定様式の申請書を用意し、市農政課に提出する



事業スケジュール（予定）

- | | |
|-----------|-------------|
| 令和6年5月下旬～ | 募集開始 |
| 7月31日 | 事業要望締切 |
| 8月～ | 採択者検討 |
| 9月～ | 事業採択通知および着手 |
| 令和7年3月まで | 事業完了報告 |
- ※予算に満たなかった場合、再募集も検討

